

E 特例認定NPO法人になるための9つの基準

特例認定NPO法人になるためには、実績判定期間において認定基準の②～⑧のすべてを満たしていることに加えて、次の⑨、⑩の両方を満たす必要があります。

認定基準の②～⑧の7つ



⑨ 過去に認定等を受けたことがないこと

過去に認定または特例認定を受けたことがないこと

⑩ 設立後5年以内の法人であること

特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること

F 県指定NPO法人になるための12の基準

大分県の指定NPO法人になるためには、実績判定期間において次の①～⑫のすべてを満たしている必要があります。

① PSTをクリアしていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が**10%以上**であること
- 各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均**50人以上**であること

★認定基準のPSTの半分です。

② 活動のメインが共益的な活動でないこと

✓ 次の活動の占める割合が50%未満であること

- 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動(物品の販売やサービスの提供など)
- 特定のグループや特定の地域などに便益(サービスなど)が及ぶ活動
- 特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝などの活動
- 特定の者の意に反した活動

③ 運営組織及び経理が適切であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 申出時**に役員総数のうち、親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 申出時**に役員総数のうち、特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が1/3以下であること
- 各社員の表決権が平等であること
- 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- 不適正な経理(費途が不明な支出や帳簿の虚偽記載など)を行っていないこと

★役員要件は申出時に満たしていればクリアです。

④ 事業活動の内容が適正であること

✓ 次のいずれにも適合していること

- 宗教活動や政治活動、特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
- 役員や社員、職員、寄附者等に特別の利益を与えていないこと
- 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動及び政治活動、特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと
- 実績判定期間の総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 実績判定期間の受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

⑤ 情報公開を適切に行っていること

✓ 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等、各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬または職員給与の支給に関する規程、収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
- 助成の実績を記載した書類

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること

⑦ 法令違反等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと

⑧ 設立から1年を超えていること

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

次の⑨～⑫は県指定だけの基準です。

⑨ 広く県民に周知する取組を行っていること

✓ 次のいずれかに適合すること

- 事業活動に関する情報を県内の地方公共団体が発行する広報誌、県内を対象として刊行される日刊紙、テレビ及びラジオ放送のうち毎日放送されるもの(書面等により確認できること)を通じて各事業年度において2回以上提供していること
- 事業活動を掲載した定期的に発行する会報誌や随時に発行する活動案内を、県内の公共施設、官公庁、医療機関、小売店等で不特定の者が自由に出入りできる場所に申出の日において5ヶ所以上設置していること
- 事業活動に関する県民を対象とした催物を各事業年度において4回以上開催していること

⑩ 他の主体との協働実績があること

事業活動に関し、地方公共団体又はその他の団体と協働した実績(委託事業、補助事業、助成事業、共同研究で、その実施内容が契約書や協定書、交付決定通知等で確認できるもの)が各事業年度において1回以上あること

⑪ 事業の継続性が見込まれること

県内において、事業の継続が申出の日以後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年間見込まれること

⑫ 大分県内に事務所があること

県内に主たる事務所があること